

14市町村による

平成17年1月1日の合併が正式に決定

＝合併後、旧町村ごとに「地域自治区」を設けることに合意＝

10月26日に合併の最終的な手続である総務大臣告示（官報に掲載）が行われました。これにより、14市町村が時間を掛け、真剣な協議を積み重ねながら目指してきた平成17年1月1日の合併が正式に決定したことになります。

また、合併協定書に基づき、14市町村で検討会を設けて検討されていた地域自治組織と字名の取扱いについて、「現在の各町村の区域ごとに地域自治区を設ける」こと、「各町村の字名の『大字』を削除する」ことが合意されました。これらは、今後、議会の議決を経て正式に決定されます。

そこで今回は、総務大臣の告示のほか、地域自治区の役割や仕組み、地域自治区に置かれる事務所の組織、合併後の住所表示など、14市町村での検討によって合併協定書の内容が具体化したものについてお知らせします。また、合併に伴って住民の皆さんによる手続が必要となる事項等についても併せてお知らせします。

14市町村の合併を総務大臣が告示

8月6日の県知事への廃置分合（合併）の申請の後、9月27日の県議会による議決、10月1日の県知事による合併の決定と総務大臣への届出を経て、10月26日付けで総務大臣により14市町村の合併が告示（官報に掲載）されました。この総務大臣の告示により、14市町村による平成17年1月1日の合併が正式に決まりました。

官報に掲載された告示文

○総務省告示第八百二十四号

市町村の廃置分合

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定により、東頸城郡安塚町、同郡浦川原村、同郡大島村、同郡牧村、中頸城郡柿崎町、同郡大潟町、同郡頸城村、同郡吉川町、同郡中郷村、同郡板倉町、同郡清里村、同郡三和村及び西頸城郡名立町を廃し、その区域を上越市に編入する旨、新潟県知事から届出があったので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成十七年一月一日からその効力を生ずるものとする。

平成十六年十月二十六日

総務大臣 麻生 太郎